

## 【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画について

— 経済産業省・中小企業庁 —

～中小企業・小規模事業者等を対象とした、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための固定資産税の軽減措置のご案内～

### ★固定資産税が最大3年間ゼロ！

Universal Robots はメーカーとして生産性向上要件証明書の取得を行っておりますので、是非ご活用下さい。

### ★どのような軽減措置ですか？

この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

#### 「先端設備等導入計画」の内容

中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

### ★どのような要件を満たした場合に適用されますか？

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

#### 【認定を受けられる「中小企業者」の規模】

業種：資本金の額 または 出資の総額 または 常時使用する従業員の数

- ◆ 製造業その他：3億円以下 または 300人以下
- ◆ 卸売業：1億円以下 または 100人以下
- ◆ 小売業：5千万円以下 または 50人以下
- ◆ サービス業：5千万円以下 または 100人以下

<政令指定業種>

- ◆ ゴム製品製造業\*：3億円以下 または 900人以下
- ◆ ソフトウェア業又は情報処理サービス業：  
3億円以下 または 300人以下
- ◆ 旅館業：5千万円以下 または 200人以下

\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

#### 【対象者】

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く） ※1  
(※1 市町村によって異なる場合あり)

### 【対象設備】

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】

- ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）
- ◆ 建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内）  
（※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く）

### 【その他要件】

生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと

### 【特例措置】

固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（※3）に軽減

（※3 市町村の条例で定める割合）

### 【適用要件の詳細は以下をご参照下さい】

- 経済産業省のHPのPDF：

[http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/seisansei\\_data/sentans\\_etsubi.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/seisansei_data/sentans_etsubi.pdf)

- 中小企業庁のHP：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

※ 「**先端設備等導入計画**」の**計画申請・計画認定**につきましては  
各市町村にお問い合わせ下さい。

※ 「**生産性向上要件証明書**」の**Universal Robots**につきましては  
弊社までお問い合わせ下さい。

エヌシーオートメーション株式会社

〒461-0004

名古屋市東区葵 2-12-1 ナカノビル3F

TEL：052-931-0660

URL：<http://www.ncauto.co.jp/ur/ur.html>